

「中央区基本計画 2013」の概要

中央区は、平成 25 年 2 月、今後 10 年間の区政運営の指針となる「中央区基本計画 2013」を策定した。

従前の「中央区基本計画 2008」策定以降、区を取り巻く変化を踏まえながら、特に優先的かつ重点的に取り組むべき施策をとりまとめた「10年後の中央区」〈5つの柱〉に沿って、施策の方向性や主要な事業を定めたものである。

平成 23 年 3 月の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、エネルギー供給と利用のあり方に多くの課題を投げかけるとともに、電力不足により多くの人が節電に取り組んだ。今後も、区民や事業所の省エネルギーや節電への取組を促進し、定着させ、また、温室効果ガスの削減やごみ排出量の削減等を通じ、広く地球環境対策に取り組んでいくことも必要である。

この計画の実現には、区民、区内の団体及び事業者との連携が必要不可欠であり、各関係者に対して幅広く理解と協力をお願いするものである。

「10年後の中央区」〈5つの柱〉とは

- ・災害に強い都心のまちづくり
- ・子どもが輝く子育て・教育のまちづくり
- ・すべての人々の健康と高齢者の生きがいのあるまちづくり

・地球にやさしい水と緑のまちづくり

- ・歴史と先進性を生かしたにぎわいのあるまちづくり

「地球にやさしい水と緑のまちづくり」とは

みんなで環境活動を実践し、環境負荷が低減され、水と緑に包まれた「エコタウン」を実現する。

10年後の姿

- 区民、事業者、区が一体となって環境に配慮した活動に取り組むことにより、地球にやさしい都市構造の形成や、生活様式が実現されている。
- 公園、街路樹などの整備により水と緑のネットワークが形成され、都市と自然の調和のとれたまちになっている。
- 区民、事業者一人ひとりが限りある資源を大切に利用し、資源を循環利用する社会が実現されている。

現状と課題

- 都心の活発な都市活動が温室効果ガスを排出し、地球環境に負荷をかけていることから、区民、事業者、区が一丸となって環境に配慮した取組を着実に進めるとともに、地球にやさしいエネルギーの利用や環境情報の共有・発信などに取り組むことが必要である。
- 快適な地域環境の実現を目指し、さまざまな美化活動を推進していくことが必要である。
- ヒートアイランド現象などの都市環境の改善や都心にふさわしい風格あるまちづくりを推進するため、緑化の推進や水辺環境の改善などが必要である。
- 多様化する区民のライフスタイルに的確に対応するため、今後も区民・事業者との情報交換を積極的に行い、資源回収の推進や資源の有効利用を図るとともに、これまで構築してきたリサイクルシステムの維持・発展に努めることが必要である。

実現に向けた主な取組

地球にやさしいまちづくりを実現するためにあらゆる環境活動を推進する。

- 環境情報施設の活用
 - ・区民の環境学習や環境活動、情報発信の拠点となる施設を開設し、さまざまな活動を支援
- 「中央区の森」
 - ・二酸化炭素の吸収源としての森林を守り、育てるとともに、自然体験や環境学習等の場として活用
- 中央エコアクト（中央区版二酸化炭素排出抑制システム）の普及
 - ・「中央エコアクト」のさらなる普及を図るとともに、節電行動等が定着するよう取組を強化
- 区有施設における再生可能エネルギーの導入推進
 - ・自立・分散型エネルギーの確保を図るため、区有施設への太陽光発電システム等の導入を推進
- 地域クリーンパトロール
 - ・街頭パトロール・キャンペーンを実施し、清潔な地域環境を確保

緑化の推進や水辺環境の改善などを図り、水と緑のネットワークを形成する。

- 公園・児童遊園の新設・改修
 - ・区民の意向を十分に把握し、安全性、快適性、自然環境などに配慮した公園・児童遊園を整備
- 街路樹の整備
 - ・多層化・連続化、特色のある植栽など都市景観の向上や人々に親しまれる街路樹を整備
- 朝潮運河等護岸環境整備
 - ・周辺の景観や自然環境との調和に配慮した親水性のある水辺として整備

持続可能な循環型社会の実現を目指して、省資源化への取組を進める。

●資源回収品目の拡大

・使用済み小型電子機器等に含まれる有用金属を再利用するため、資源回収品目を拡大

●事業所への立入検査の強化

・生ごみの再生利用の促進、雑誌などの資源回収品目の拡大、共同処理方式による紙類の資源化ルートの利用推奨など事業者自らが資源化を推進するよう啓発し、自己処理責任を徹底